

保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意書(随时改定用)

所属所番号	組合員証番号	組合員氏名	所属所名
〇〇	〇〇	共済 太郎	〇〇市役所
所属(部課署)名称	役職名	生年月日	性別
〇〇部 〇〇課 〇〇係	係長	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	男

① 固定的給与の変動月を入力してください。

【昇給(降給)月の前月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与】

算定基礎月及び報酬支払基礎日数	固定的給与	②平均額
令和 3 年 3 月	300,000 円	
令和 3 年 4 月	310,000 円	
令和 3 年 5 月	310,000 円	
令和 3 年 6 月	310,000 円	
①合計額	930,000 円	②平均額 310,000 円

- ② ● 算定基礎月
● 各月の支払基礎日数
● 昇給(降給)月の前月の固定的給与の金額
● 昇給(降給)月以後3か月の固定的給与の金額を入力してください。

【昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与についての欄】

算定基礎月及び報酬支払基礎日数	非固定的給与	③合計額	④合計額	⑤平均額	⑥平均額
令和 2 年 7 月	10,000 円				
令和 2 年 8 月	22 日				
令和 2 年 9 月	21 日				
令和 2 年 10 月	22 日				
令和 2 年 11 月	21 日				
令和 2 年 12 月	23 日	10,000 円			
令和 3 年 1 月	22 日				
令和 3 年 2 月	20 日				
令和 3 年 3 月	22 日				
令和 3 年 4 月	22 日	100,000 円			
令和 3 年 5 月	23 日	100,000 円			
令和 3 年 6 月	20 日	100,000 円			
昇給(降給)月前の継続した9か月	③合計額	20,000 円			
昇給(降給)月以後の継続した3か月	④合計額	300,000 円	⑤平均額	100,000 円	
昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月	③+④	320,000 円	⑥平均額	26,666 円	

- ③ ● 算定基礎月
● 各月の支払基礎日数
● 昇給(降給)月前の9か月の非固定的給与の金額
● 昇給(降給)月以後3か月の非固定的給与の金額を入力してください。

平均額	短期給付		厚生年金		退職等年金	
	標準報酬		標準報酬		標準報酬	
	等級	月額	等級	月額	等級	月額
従前の標準報酬等級・月額	a 18	300 千円	b 19	300 千円	c 18	300 千円
昇給(降給)月以後の継続した3か月の平均(通常の随时改定)	d 23	410 千円	e 24	410 千円	f 23	410 千円
年間平均	g 20	340 千円	h 21	340 千円	i 20	340 千円
条件該当チェック	固定的給与の増減と標準報酬の増減が同一	aとd、bとe又はcとfが2等級差以上	dとg、eとh又はfとiが2等級差以上	aとg、bとh又はcとiが1等級差以上		
○又は×	○	○	○	○		

4箇所全て○の場合に上記年間平均額で算定となります。

固定的給与の変動原因が昇給(降給)にもかかわらず、年間平均額を基に算出した標準報酬月額が従前の標準報酬月額と同じ又は下回る(上回る)場合は、従前の等級のままで、随时改定は行いません。

意します。

組合員氏名 共済 太郎

【備考欄】

組合員本人が自署してください。

【申請にあたっての注意事項】

- 1 この用紙は、標準報酬随時改定届を届け出るにあたって、年間報酬額の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- 2 この用紙は、随時改定にあたり、通常の方法で算出した標準報酬の月額と、昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額(年間平均額から算出した標準報酬の月額)との間に2等級以上の差があり、年間平均額から算出した標準報酬月額で決定することに同意する方のみ記入してください。
- 3 また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に**組合員の氏名を記入してください。**
- 4 なお、標準報酬の月額は、**将来の年金や傷病手当金等、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。**
- 5 【標準報酬の月額の比較欄】をご記入いただく際は、次の点にご注意ください。
 - ① 平均額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとします。
 - ② **支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除きます。**
 - ③ 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
 - ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 昇給(降給)月前の継続した9か月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額の平均を計算してください。
 - イ 昇給(降給)月前の継続した9か月までの間に本来支払はずの報酬の一部が昇給(降給)月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払はずだった月を計算対象から除外して、報酬月額の平均を計算してください。
(当該報酬の一部を本来支払はずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えありません。)
 - ⑤ 上記②～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。